

神戸市公共建築工事共通費積算基準

令和 9 年 4 月 1 日適用版
(令和 8 年 10 月最終改定)

神戸市建築技術管理委員会

1. 共通費の区分

(1) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。

共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。ただし、各種負担金を含めて発注する場合は、共通費の算定の対象とはせずに、当該工事の工事価格に単独の項目として費用を計上する。

(2) 共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

表-1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、仮設用借地料、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金

法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額
建設業退職金共済契約に係る掛金	建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表-3 一般管理費等

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表-4 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表-3の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

2. 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費は、表-1の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。

(2) 共通仮設費率により算定する場合は、次式による。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積上げによる共通仮設費}$$

(3) 共通仮設費率は、別表-1から別表-7によるものとし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、表-5及び表-6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。

- ・現場環境改善費
- ・工事場所以外の屋外整理清掃費
- ・新たな施策等の試行による特別な費用

表-5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
	ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備、洗車設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
屋外整理清掃費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
機 械 器 具 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
そ の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用
	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、工事表示板等その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表-6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
	ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による現場環境改善費用を除く
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全用品等（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）に要する費用
動力用水光熱費	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
屋外整理清掃費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
機 械 器 具 費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
そ の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用
	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (4) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、週休2日を前提として、過去の類似工事^{※1}の実績や個別の条件、猛暑による作業不能日^{※2}等を考慮のうえ、適切に設定するものとする。T(工期)は、原則として想定される契約予定日の翌日から契約上の工期末までの日数とする。ただし、設計図書等実際の施工期間等が明示されている場合は、その期間に基づき設定することができる。想定した契約予定日と実際の契約日が異なる場合であっても原則としてT(工期)は変更しないものとする。

なお、月数への換算は、日数を30日/月で除して求めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

※1:週休2日非対応の工事実績を用いる場合は、工期を1.2倍して算定する。

※2:猛暑による作業不能日の日数は特記仕様書に記載のとおりとする。

- (5) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・とりこわし工事 ・特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事 ・造園工事 ・舗装工事 ・さく井設備工事、等 |
|---|

※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない

- (6) 処分費の取扱いについて

- ① 処分費は、建設発生土処分費を含む。
- ② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。
- ③ 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。

- (7) リース料等の取扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。

- (8) 直接工事費が別表-1~7(注3)で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

- (9) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

- ① 共通仮設費は新営工事と改修工事に区分して算定する。
- ② 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。
- ③ 積上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

- (10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

- ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
- ② 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
- ③ 積上げによる共通仮設費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。
- ④ 主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

3. 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

(2) 現場管理費率により算定する場合は、次式による。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積上げによる現場管理費}$$

(3) 現場管理費率は、別表-8から別表-14によるものとし、現場管理費率に含まれる内容は表-2による。

(4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積上げにより算定して加算する。

また、条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外）は、積上げにより算定して加算する。

(5) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、2.(4)の共通仮設費率の算定に用いるT(工期)と同様に取扱うものとする。

(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。

- ・とりこわし工事
- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・さく井設備工事、等

※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない

(7) 処分費の取扱いについて

- ① 処分費は建設発生土処分費を含む。
- ② 処分費を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。
- ③ 現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

(8) リース料等の取扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(9) 純工事費が 別表-8～14(注3)で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(10) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

- ① 現場管理費は新営工事と改修工事に区分して算定する。
- ② 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。
- ③ 積上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

(11) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

- ① 現場管理費は、それぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
- ② 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。
- ③ 積上げによる現場管理費はそれぞれの工事種別毎に区分して計上する。
- ④ 主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

4. 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

$$\text{一般管理費等} = (\text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}) + \text{積上げによる一般管理費等}$$

- (2) 一般管理費等率は、別表-15による。
- (3) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について一般管理費は、それぞれの工事種別毎の工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。
- (4) 契約保証費については、工事原価に表-7による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表-7 契約補償費率

内容	(%)
保証の方法1:発注者が金銭的保証を必要とする場合 (神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2:上記以外の場合	補正しない
注) 保証の方法2の具体例は以下のとおり。 神戸市契約規則第25条(1)、(2)及び(6)の規定により、契約保証金の納付を免除できる工事請負契約である場合 注) 発注者が役務的保証を必要とする場合は、契約保証費率0.09%とする。	

- (5) とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門業者からの見積もりを参考に計上する。

- ・ とりこわし工事
- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事
- ・ さく井設備工事、等

※ 改修工事における撤去はとりこわし工事に含まない

- (6) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (7) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用
「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

5. 設計変更における共通費の取扱い

- (1) 共通仮設費については、共通仮設費を積上げにより算定した場合は設計変更においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。
- (2) 現場管理費については、現場管理費を積上げにより算定した場合は設計変更においても積上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

- (3) 一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。
- (4) 神戸市工事請負契約約款第21条に基づく工期延長を行う場合は、一般的な天候不良や関連工事の調整等による無償延長であるため、共通仮設費率、現場管理費率の算定に用いるT(工期)は変更しない。
発注者の責又は不可抗力(天災等)により契約上の工期末を変更する場合は、原則としてT(工期)の変更を行う。この場合の工期の起算日は当初想定した契約予定日の翌日とする。
ただし、工期変更の起因や程度によっては実情を考慮し、別の取扱いをすることができる。

6. 合併入札工事の共通費の取扱い

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事(以下「営繕工事」という。)のいずれかと、土木工事等(以下「営繕工事以外の工事」という。)を一括して発注する場合の共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の共通費に関する定めにより算定する。

7. 後工事の取扱い

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事(以下「後工事」という。)を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事(以下「前工事」という。)と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

8. 工事を一時中止した場合の取扱い

工事の一時中止に伴う増加費用(工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用)の算定は、「建築・設備工事 工事一時中止に係るガイドライン」(令和2年4月)による他、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。)に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(基本計画書)に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初予定価格の作成時に積上げで算定したものについては、当初積算の方法により積上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用(積上げ分)を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用(積上げ分)を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- (6) 契約保証費にかかる補正は行わない。
- (7) 工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期には、工事一時中止を理由に工期延伸する期間を含まない。

9. 建築工事の発注におけるその他の取扱い

(1) 共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分について

共通仮設費のうち、共通仮設費率に含まれる内容と含まれない内容の区分は、表-8に示す。

表-8 共通仮設費内訳区分

大分類	小分類	共通仮設費率に含む内容		その他共通仮設費(積上げ)	
		区分	摘 要	区分	摘 要
準備費	敷地測量費			○	
	進入路整備費			○	進入路の整備、補強維持管理費、復旧費
	道路占用料等	○	道路占用料(原則無償) 道路使用許可申請手数料		
	仮設用地借地料			○	仮設用地を借用する場合の用地借上費
	近隣家屋調査費			○	近隣家屋の工事施工前の状態等の調査測量
	敷地整理費(新営)	○			
	その他準備に要する費用	○			
仮設建物費	監理事務所(敷地内)	○	会議室等も含む		
	現場事務所(敷地内)	○			
	倉庫・下小屋	○			
	作業員施設等に要する費用	○			
	現場環境改善費用			○	設計図書に図示がある場合のみ
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	○			
	洗車設備(高圧水洗等)	○			
	洗車ピット			○	設計図書に図示がある場合のみ
	仮囲い			○	
	工事用道路・歩道構台			○	
	現場環境改善費用			○	設計図書に図示がある場合のみ
環境安全費	安全標識	○			
	消火設備等の施設の設置	○			
	交通誘導・安全管理等の要員費			○	警備員費等(交通誘導員)
	安全用品等(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)	○			
	隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	○			
	引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用			○	
	台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用	○	一般的なもの費用(注3)	○	大規模なもの費用(注4)
	熱中症対策に要する費用	○	一般的なもの費用(注5)		
動力用水光熱費		○	引込費用・使用料(新営) メータ設置費・使用料(改修)		
				○	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費		○	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用等	○	除雪に要する費用
機械器具費	測量機器、雑機械器具	○	共通的な工事用機械器具		
	揚重機械器具費			○	

情報システム費				○	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他 情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
試験費等	公共建築工事標準仕様書、 公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費	○			
	レディーミクストコンクリートの 単 位 水 量 試 験 費	○			
	特記仕様書にて定める試験 の うち 軽 微 な 試 験 費	○			
	コンクリートの塩分試験費	○			
	骨 材 試 験 費	○	通常の骨材試験費は率に含む。 但し、第三者機関で行う骨 材試験費は積上げとする。		
	工 事 標 示 板 等	○			
	上記のいずれの項目にも属 さないもののうち軽微なもの	○			
	完 成 予 想 図			○	
	V O C 濃 度 測 定 費			○	
	石 綿 粉 じ ん 濃 度 測 定			○	
	分析による石綿含有建材の調査			○	
	六 価 ク ロ ム 溶 出 試 験			○	
	レディーミクストコンクリート単位水量測定費			○	
	PCB含有シーリング材の判定試験費			○	
	路床土の支持力比(CBR)試験			○	
	現 場 C B R 試 験			○	
	放 射 線 透 過 試 験			○	
	P C B 含 有 調 査			○	
	テレビ電波障害調査 (事前・中間・事後)			○	
	迷走電流測定調査			○	
	上記に類する各種試験費等			○	
	その他上記のいずれの 項目にも属さないもの			○	
石綿含有建材の調査費				○	予備調査結果を貸与しない場合 又は石綿等の使用の有無を設計 図書へ明示しない場合は計上する

注1) その他共通仮設費(積上げ部分)の区分に○印が無い場合においても、必要があれば実情により別途積上げに
よることができる。

注2) 現場環境改善費用のうち、作業員施設の付帯設備(冷暖房施設、水洗トイレ、ウォータークーラー、休憩室類)、環
境美化のための設備(フラワーポット、運搬車輛のタイヤ洗浄装置類)は共通仮設費率に含まれる。

注3) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、
以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

注4) 大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者
間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

注5) 環境安全費に含まれる熱中症対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれて
いる。

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機、エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機、熱中飴、タブ
レット、経口補水液の常備、遮光チョッキ、空調服、ドライミスト、暑さ指数(WBGT 値)の計測装置等

(2) 揚重機械器具費について

揚重機械器具費は、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき、積み上げにより算定する。また、「建築積算のための仮設計画」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)も参照すること。

① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表9-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
4. $N = \text{階数}$
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表9-1～5の存置日数には階層等に要する日数を含む。

表9-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階 数	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25t	$31.2 \times A + 24.4$	

表9-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階 数	規 格	存 置 日 数	備 考
B1	25t	$9.5 \times A$	

表9-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階 数	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
P1	25t	4	5	6	

表9-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階 数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16t	$2.3 \times A$	
2	16t	$5.4 \times A$	
3	16t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベータ1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積 1,000 m ² ごとに1台

表9-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階 数	規 格	存 置 日 数	備 考
B1	16t	6.4×A	

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等による。なお、比較的敷地に余裕があり、屋内階段・EV等の使用が可能な場合は、人力による垂直運搬を標準とするが、屋上防水改修工事は移動式揚重機械を1棟あたり荷揚げ及び荷下ろし各1日計上することを標準とする。

(3) 監理事務所を設けない場合の補正について

建築工事において、表-5に挙げる監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988
Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP:直接工事費(千円) 注1. 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。 注2. 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乘じる。			

既存施設を監理事務所等として利用できる場合は、利用中の維持管理、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、低減は行わない。

また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

監理事務所の通常の備品等の費用は、共通仮設費率に含み、設計図書に当該工事固有の事情により指定された備品等は別途加算する。

(4) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は、新営建築工事に含めて算定する。

(5) 大規模工事等の取扱いについて

工事規模が大きい等の理由により、共通費の算定が当基準によりがたいと判断される場合は、所管課長の判断により別途定めることができるものとする。

(6) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

- ① 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定することができる。
- ② 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とすることができる。
- ③ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- ④ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

附 則

この基準は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、令和9年4月1日以降に公告する工事から適用する。なお、営繕積算システム RIBC2における共通費積算基準は、『公共建築工事共通費積算基準(令和8年改定)』を適用する。

別表-1 共通仮設費率(新営建築工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-2 共通仮設費率(改修建築工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-3 共通仮設費率(新営電気設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-4 共通仮設費率(改修電気設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-5 共通仮設費率(新営機械設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率(%) (注4) P: 直接工事費(千円) T: 工期(か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-6 共通仮設費率(改修機械設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率(%) (注4) P: 直接工事費(千円) T: 工期(か月)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-7 共通仮設費率(昇降機設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P) \text{ (注2・3)}$ Kr: 共通仮設費率(%) (注4) P: 直接工事費(千円)
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq P \leq 500,000(\text{千円})$ 注4. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-8 現場管理費率(新営建築工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq Np \leq 5,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-9 現場管理費率(改修建築工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq Np \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-10 現場管理費率(新営電気設備工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e Np + 0.629 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq Np \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-11 現場管理費率(改修電気設備工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e Np + 0.736 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq Np \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-12 現場管理費率(新営機械設備工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e Np + 0.428 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq Np \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-13 現場管理費率(改修機械設備工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e Np + 0.800 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円) T:工期(か月)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq Np \leq 1,000,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-14 現場管理費率(昇降機設備工事)

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e Np) \text{ (注2・3)}$ Jo:現場管理費率(%) (注4) Np:純工事費(千円)
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である 注2. $\text{Exp}()$ は、指数関数$e^{(\quad)}$を表す。eはネイピア数(自然対数の底)を表す。 注3. Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq Np \leq 500,000(\text{千円})$ 注4. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-15 一般管理費等率(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事)

工 事 原 価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%
算定式 $Gp = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(Cp)$ ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(千円) 注1. Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			